

内閣府本府デジタル人材確保・育成計画(概要版)

令和8年9月 25 日

はじめに

本計画は、大臣官房長及びこれを補佐するサイバーセキュリティ・情報化審議官の下、デジタル化の推進を指揮・監督できる体制を整備すること、「政府デジタル人材」¹を確保・育成するとともに、外部からの「高度デジタル人材」²の確保・協働を図ること、並びに幹部職員を含む一般職員の IT リテラシーを向上させることを目的に、「内閣府本府デジタル人材確保・育成計画」として策定するものである。

1. 体制の整備と人材の拡充

情報システムの開発・運用とサイバーセキュリティ対策等に適切に対処するためには、PMO (Portfolio Management Office) を含む IT・セキュリティに係る統括部局、及び個別業務情報システムを所管する部局の PJMO (Project Management Office) の体制強化を図る必要がある。

このため、IT・セキュリティに係る統括部局並びに個別業務情報システムを所管する部局等のうち「社会的な影響の大きいシステム」³を所管する部局及び行政課題の解決に向けてデジタル技術の活用が見込まれる部局の体制整備に必要な機構・定員要求を行う。あわせて、以下の方針に基づきデジタル人材の拡充を図る。

【デジタル人材の確保】

- ① 即戦力となる民間企業等の実務経験者を「高度デジタル人材」として採用するよう努める。
- ② IT・セキュリティに素養を持つと認められる人材を「政府デジタル人材」候補として採用するよう努める。

【デジタル人材の育成】

- ③ 一定の職員に対し、IT・セキュリティに係る業務に必要な研修の受講や公的資格等の取得、「政府デジタル人材のスキル認定」の取得等を奨励する。
- ④ 一定の職員について、内閣府本府や出向先において IT・セキュリティに関連する業務を経験させ、IT・セキュリティに関する理解を深めさせる。
- ⑤ 幹部職員を含む一般職員の IT リテラシーの向上に向け、研修等に取り組む。

¹ 各府省庁において、IT・セキュリティに関する一定の専門性と、所掌事務に関する十分な知識・経験を有し、政策の企画立案部局や事業実施部局等におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)や、IT ガバナンス、情報システムの開発・運用、サイバーセキュリティ対策、業務改革(BPR)、データの利活用等に中核となって取り組む人材

² 民間業務経験等により IT・セキュリティに係る高度の知見を有し、任期付職員や非常勤職員として採用された職員。

³ 内閣府本府では、社会的な影響の大きいシステムについては、システムプロファイルレベル Type II 以上のシステムを指す。

2. 有為な人材の確保

特に IT・セキュリティに関する一定の専門性と所管行政に関する知識・経験を有する人材を確保することが喫緊の課題であることから、当該人材の確保に向け、以下の取組を行う。

（１）外部の高度専門人材

民間企業等における実務経験により培われた IT・セキュリティに関する知識・経験に加え、行政官として必要となる資質等を確認した適性のある人材について、任期付職員等の常勤職員やデジタル統括アドバイザー等の非常勤職員での採用を柔軟に検討し、「高度デジタル人材」として確保するよう努める。

（２）新卒採用、経験者採用

国家公務員採用試験総合職のデジタル区分及び同一般職試験のデジタル・電気・電子区分の合格者等を中心に、専攻分野、資格の取得状況、前職等に鑑み、IT・セキュリティに係る素養を持つと認められる者を「政府デジタル人材」候補として２～３年に１名程度採用するよう努める。

3. 政府デジタル人材育成支援プログラム

一定の職員について、内閣府本府（下記４．参照）や出向先において IT・セキュリティに関連する業務経験を蓄積させるとともに、役職段階に応じた研修の受講や資格試験等の取得を奨励することにより、IT・セキュリティに関する一定の専門性を有する人材の育成を図る。これらの取組等により、必要な要件を満たすこととなった者については、積極的に「政府デジタル人材のスキル認定」を行う。また、IT・セキュリティに係る統括部局や社会的な影響の大きいシステムを所管する部局で緊急性の高い業務や、常に高い緊張感が求められる業務等に従事するポストに対し、「俸給の調整額」を支給できるよう取り組むとともに、当該ポストに「政府デジタル人材」を配置することにより、適切な処遇の確保に努める。

4. キャリアパス

大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室を中心に、個別業務情報システムを所管する部局や関連する出向先での業務を経験させること等によって、一定の職員に IT・セキュリティに関する実践的な知見や応用力を身に付けさせ、将来的には、適性に応じて管理職ポストへの配置も行う。

5. 幹部職員を含む一般職員の IT リテラシー向上

「内閣府本府情報セキュリティポリシー」（平成18年３月31日大臣官房長決定）についての講習や同ポリシーの遵守状況の自己点検、標的型攻撃メールに対する教育訓練を実施する。

GSS（ガバメントソリューションサービス）におけるデジタルツールの効果的な活用に加え、デジタル統括アドバイザーや外部有識者を招いた IT リテラシー向上のための各種勉強会等を実施する。

また、汎用的業務における生成AIの利活用を進める。
今後も必要に応じて研修の内容の見直しを行っていく。